

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年10月21日（平成28年（行情）諮問第636号）

答申日：平成29年1月18日（平成28年度（行情）答申第662号）

事件名：平成24年度第2回土地鑑定委員会資料（短答式試験結果と合格者決定に関する部分）等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の判断

別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年6月9日付け国広情第108号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、平成24年不動産鑑定士試験の合格発表終了後になされたものであり、合否判定に関しての新たな意思決定を行うことは想定しづらいことから、保護利益となる「適正な意思決定手続の確保」の必要性がない状態にあり、「審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合」にも該当せず、「審議、検討等に関する情報が公になると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等」にも該当しないことから、法5条5号に規定される文書に該当しない。
- (2) 本開示請求の情報は、国家資格の試験でより高得点が獲得できる答案作成するために直接的には利用できない「試験問題の内容に関わらない情報」であり、たとえ受験生がその情報を入手したとしても、情報を入手しない場合と比べて、翌年度の試験でより高い得点をとることはできないことから、これらの情報が公開されたとしても、翌年度以降、各受験生が持つ本来の能力を測定することは可能で、これは、司法試験や公認会計士試験等が適切に運営されていることから検証可能である。したがって、法5条6号柱書きに規定される文書に該当しない。

(3) 当初の審査請求から既に2年半が経過しており、以下の理由により未だ当該文書につき開示不開示の終局的解決に至っていない。

ア 当初の不開示決定に対する異議申立て（平成26年3月24日）の諮問（平成27年12月28日）に約2年の時間を要している。

イ 審査会での審査期間中に、不開示決定を取り消し、改めて不開示決定（平成28年6月9日）を出した。これにより、審査請求からの流れを最初からやり直す必要が生じている。

上記ア及びイは、法に明らかに違反する事象ではないものの、このような方法を繰り返すことで、法の定めた審査請求や審査会の制度を無力化し、処分庁に不都合な文書等を、実質的に全て不開示にすることができるようになる。これは、行政機関のアカウンタビリティを確保することにより適切な行政を行うという法の趣旨を著しく逸脱した行為であり、行政の裁量権の濫用にほかならず、当初の異議申立てに対する不作為・不開示決定の取り消し及び新たな不開示決定という行為はともに、違法な行政行為であると言わざるを得ない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

(2) これを受けて、処分庁は、本件請求文書のうち、科目別合格者平均点、全科目合計の合格者平均点、科目別標準偏差及び全科目合計の標準偏差並びに論文式試験における科目別最高点及び科目別最低点については、国土交通省において作成していないこと、また、それ以外の情報が記載された別紙の2に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）については、法5条5号及び6号柱書きに該当することから、不開示決定（原処分）を行った。

なお、平成28年6月9日の原処分の際には、平成24年不動産鑑定士試験（短答式及び論文式）における科目別平均点、全科目合計の平均点、全科目合計の合格者最高点、全科目合計の合格者最低点については、国土交通省において平成27年10月に公表を行ったため、行政文書不開示決定通知書とともに公表資料を参考送付している。

(3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、原処分で不開示とした文書の開示を求めて本件審査請求を提起したものである。

#### 2 原処分に対する諮問庁の考え方について

##### (1) 審査請求人の主張について

審査請求書によれば、審査請求人は、本件開示請求の対象文書のうち、文書が存在するものすべての開示を求めていることから、以下、原処分の不開示情報該当性の妥当性について検討する。

## (2) 不開示情報該当性の妥当性について

### ア 不動産鑑定士試験の特殊性について

そもそも資格試験に関する各種点数情報及び合格基準点等の情報は、当該試験の受験者等にとって極めて関心の高い情報であるが、その公開については様々なメリット・デメリットがあることから、全ての資格試験について一律に考えるべきではなく、各試験の実施機関において慎重に判断する必要がある。

審査請求人は、司法試験、公認会計士試験の試験結果の公表状況を例に、「不動産鑑定士試験の情報開示量が非常に少なく、行政機関としてのアカウントビリティを全うしているとは言い難い状況になっている」と主張しているが、主な資格試験において、審査請求人の求めている情報すべてを開示している試験は存在しない。また、司法試験（受験者数は平成27年試験で8,016人）や公認会計士試験（受験者数は平成27年短答式試験（2回実施）で8,620人）の得点分布等の情報の公開については、試験の実施主体である司法試験委員会や公認会計士・監査審査会において判断しているものであるが、不動産鑑定士試験においては、受験者数や試験科目などが異なることから、同一には論じられないものとする。

不動産鑑定士試験は、地価公示法に基づき、不動産の鑑定評価に関する事項又は土地に関する制度について学識経験を有する者によって構成される土地鑑定委員会が実施しているが、土地鑑定委員会では、不動産鑑定士試験の特殊性を踏まえた検討が行われている。

具体的には、不動産鑑定士試験は他試験と比較して、受験者数が平成27年短答式試験で1,473人と非常に少ないこと、試験科目の幅が広く（法律系科目の民法及び不動産に関する行政法規のほか、経済学、会計学、さらに不動産鑑定士試験独自の科目である不動産の鑑定評価に関する理論が試験科目となっている）、広範囲な知識とその応用能力が必要であることなどから、試験が高難度であることとあいまって、特に科目別の試験結果が実施年ごとに大きく変動するという特性を有している。このため、例えば足切り点について、毎年同一の点数に固定することが困難な場合がある。

したがって、科目別の最高点や最低点、足切り点などが例年と比べて低い年の試験結果の情報が公開された場合、次年以降において、受験生が当該情報に基づく試験対策を行う可能性がある。その結果、本来身につけるべき素養を欠く受験者が多数になるおそれがあり、不動産鑑定士制度の信頼性にも重大な悪影響を及ぼすこととなる。

このように、不動産鑑定士試験の実施結果の公表は、実施主体である土地鑑定委員会が試験の特性を踏まえて公表できる情報とできな

い情報を判断する必要がある、こうした特性を考慮せずに他試験との横並びで判断することは適当ではない。

#### イ 公表情報及び非公表情報について

土地鑑定委員会では、不動産鑑定士試験に関する事項は、その合格基準点を判断する情報だけでなく試験結果の統計的情報についても、従来は不動産鑑定士試験に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性があることから、非公表として取り扱ってきたところである。

しかしながら、近年における不動産鑑定士試験の実施状況や不動産鑑定士に対する社会的要請の変化などに鑑み、土地鑑定委員会では不動産鑑定士試験の改善に向けた検討を進め、短答式試験及び論文式試験について、学生等の若年層の方や不動産分野での職務経験のない方にも積極的にチャレンジしてもらうため、受験者が必要な情報を容易に入手できるよう、試験関連情報の公開の拡充（過去5年間の試験問題の公表、平成27年試験からの試験結果の公表（短答式試験及び論文式試験のいずれについても、合格点（最も下位の合格者が取得した点）、平均点（科目別及び総合）、最高点（総合）を公表すること）を、平成27年6月に決定した。

しかし、各科目の最高点と最低点、各科目ごとの合格基準として設定された「一定の得点」（いわゆる足きり点）については、他試験においても公表していない場合が多いことや、前述のとおり例年と比べて低い年の試験結果の情報が公開された場合、次年以降において、受験生が当該情報に基づく試験対策を行う可能性があることから、公表しないこととされた。

これを受け、平成27年試験より、短答式試験及び論文式試験のいずれについても、合格点（最も下位の合格者が取得した点）（総合）、平均点（科目別及び総合）、最高点（総合）を公表することとし、平成27年6月より実施している。

さらに、過去問題を公表した平成23年試験以降の試験結果についても、試験の難易度を測る上で平均点等の情報は有用と考えられることから、同様に公表することを平成27年10月に決定した。よって、本件開示請求のうち、科目別平均点、全科目合計の平均点、全科目合計の合格者最高点、全科目合計の合格者最低点についての情報は、平成27年10月16日付けで国土交通省ホームページにて公表済みである。

#### ウ 土地鑑定委員会における審議資料について

別紙の2に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）は、平成24年不動産鑑定士試験（短答式・論文式）の合格に必要な成績を得た者を判定するための土地鑑定委員会における審議資料である。土地

鑑定委員会における合格者の決定は、各土地鑑定委員会委員が、その学識経験に基づき、自由闊達に意見を交わし、試験の各科目の平均点やその難易度を踏まえて合格者の判定を行うもので、本件対象文書はその合議による意思決定を行う際の重要な判断材料となる資料である。

本件対象文書は、その性質及び記載内容に照らし、可否の判定に至る意思決定の過程を推知させ得るものである。土地鑑定委員会における可否の判定は、事前に公表し得る画一的かつ形式的な基準により行われるものではなく、委員による合議を経て決せられるものであるため、その判定過程は、適正な合格者の判定という試験の目的を達する上で秘匿の必要性が高いものである。

また、本件対象文書に含まれる情報は、翌年以降の試験の難易度設定、試験問題の決定等の際にも参考となるものであり、合格者の判定と同様に試験の目的を達する上で秘匿の必要性が高いものである。

本件対象文書が開示されることとなれば、当該開示情報に基づき、あるいは当該開示情報の毎年の傾向に基づいて、土地鑑定委員会における合格者の決定や試験問題の作成・決定等に対して異議・要望などを受けることも想定されるが、このような事態になれば本来公平中立な立場から職務に当たるべき土地鑑定委員会委員や試験委員が心理的圧力を受けることとなり、審議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

#### エ 不開示情報該当性について

上記ウの理由によって、本件対象文書は法5条5号の不開示情報に該当するものであり、かつ合格発表後であっても不開示情報該当性に変わりはないものとする。

また、上記ア及びイで述べたとおり、本件対象文書の開示は、不動産鑑定士試験の目的である必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定（不動産鑑定評価法8条）に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報にも該当すると考える。

### 3 結論

以上のことから、原処分において法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示としたことは妥当であるとする。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月1日 審議
- ④ 同年12月13日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 平成29年1月16日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書のうち、科目別合格者平均点、全科目合計の合格者平均点、科目別標準偏差及び全科目合計の標準偏差並びに論文式試験における科目別最高点及び科目別最低点については、国土交通省において作成しておらず、また、それ以外の情報が記載された別紙の2に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）については、法5条5号及び6号柱書きに該当するとして、不開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の性格等について、以下のとおり説明する。

ア 不動産鑑定士試験の合格者の決定は、土地鑑定委員会において、各土地鑑定委員会委員が、その学識経験に基づき、自由闊達に意見を交わし、試験の各科目の平均点やその難易度を踏まえて合格者の判定を行うものである。

イ 本件対象文書は、平成24年不動産鑑定士試験（短答式・論文式）の合格に必要な成績を得た者を判定するための土地鑑定委員会における審議資料であり、その性質及び記載内容に照らし、合否の判定に至る意思決定の過程を推知させ得るものである。土地鑑定委員会における合否の判定は、事前に公表し得る画一的かつ形式的な基準により行われるものではなく、委員による合議を経て決せられるものであるため、その判定過程は、適正な合格者の判定という試験の目的を達する上で秘匿の必要性が高いものである。

ウ また、本件対象文書に含まれる情報は、翌年以降の試験の難易度設定、試験問題の決定等の際にも参考となるものであり、合格者の判定と同様に試験の目的を達する上で秘匿の必要性が高いものである。

エ 本件対象文書が公にされた場合には、土地鑑定委員会における合格者の決定や試験問題の作成・決定等に対して異議・要望などを受けることが想定され、このような事態になれば本来公平中立な立場から職務に当たるべき土地鑑定委員会委員や試験委員が心理的圧力を受けることになり、審議における率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、また、不動産鑑定士試験の目的である必要な学識及びその応用能力

を有するかどうかの判定に支障を及ぼすおそれがあることから同条6号柱書きに該当する。

- (2) 本件対象文書を見分すると、本件対象文書は、平成24年不動産鑑定士試験（短答式・論文式）の合格に必要な成績を得た者を判定するための土地鑑定委員会において使用された資料であって、審査請求人が開示を求めるいわゆる足きり点等を含め、当該土地鑑定委員会における合否の判定のための具体的な情報が記載されていることが認められる。

諮問庁が説明する、合格者の判定や試験問題の作成・決定等に対する土地鑑定委員会委員や試験委員への心理的圧力の可能性を考慮すれば、本件対象文書に記載された情報を公にすると、土地鑑定委員会委員や試験委員において、心理的圧力を避ける心理から、自由闊達な議論を回避し、画一的かつ形式的な基準による合否判定や試験問題の決定等を行うことになりかねず、不動産鑑定士試験で求められる必要な学識及びその応用能力の判定に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明については、これを否定し難い。

したがって、本件対象文書については、これを公にすることにより、不動産鑑定士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を判定することを目的とする不動産鑑定士試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当すると認められ、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

なお、本件対象文書には、国土交通省ホームページで公表済みの科目別平均点、全科目合計の平均点等の情報が記載されているが、不開示とすべき情報と混然一体となって記載されており、公表済みの情報を容易に区分することはできないから、法6条1項による部分開示をすることはできない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

本件は、当初の不開示決定に対する審査請求から、当初の不開示決定の取消し等を経て、諮問までに約2年7か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

### 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、同号柱書きに該当

すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋



## 別紙

### 1 本件請求文書

平成24年不動産鑑定士試験（短答式及び論文式）における科目別平均点，科目別合格者平均点，科目別最高点，科目別最低点，科目別標準偏差，全科目合計の平均点，全科目合計の合格者平均点，全科目合計の合格者最高点，全科目合計の合格者最低点，全科目合計の標準偏差，合格基準として設定された各科目ごとの「一定の得点」（いわゆる足きり点）の全部又は一部が記載された行政文書の全て。

### 2 本件対象文書

文書1 平成24年度第2回土地鑑定委員会資料（短答式試験結果と合格者決定に関する部分）

文書2 平成24年度第3回土地鑑定委員会資料（論文式試験結果と合格者決定に関する部分）